

8墨福地第1620号

社会福祉法人 緑榮会 定款変更認可書

社会福祉法人 緑榮会

令和8年7月29日付けで申請のあった定款の一部変更について、社会福祉法第45条の36第3項の規定により認可する。



令和8年8月4日

墨田区長 山 本 亨



社会福祉法人定款変更認可申請書

申請者	主たる事務所の所在地	東京都墨田区亀沢三丁目7番11号	
	ふりがな	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 緑榮会	
	代表者の氏名	理事長 市川 麻美	
申請年月日		令和 8年 7月 29日	
定款変更の内容及び理由	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	
	[同右]	(目的)	
	第一条 [同右]	第一条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。	
	(1) [同右]	(1) 第二種社会福祉事業	
	(イ) [略]	(イ) 保育所の経営	
	(ロ) [略]	(ロ) 放課後児童健全育成事業の経営	
	(ハ) [略]	(ハ) 一時預かり事業の経営	
	(二) [新設]	(二) 乳児等通園支援事業の経営	・新規事業の追加